

東京都子供・子育て会議  
第14回 計画策定・推進部会  
議事録

日時 令和元年5月9日(木) 14時00分～15時48分

場所 都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

次第

1 開 会

2 報告事項

- 東京都教育ビジョン(第4次)について
- 2019年度予算 主な新規事業(子育て関係)について
- 東京都子供への虐待の防止等に関する条例について
- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について

3 検討事項

- 第二期東京都子供・子育て支援事業支援計画について
  - ・計画の基本理念について
  - ・施策の方向性について
  - ・その他

4 閉 会

出席委員

松原部会長、安念委員、内野委員、城所委員、糸原委員、小山委員、今野委員、市東委員、篠原委員、須藤委員、福元委員、星委員、矢島委員、横田委員、吉岡委員、吉田委員、加藤専門委員、菊池専門委員、正木専門委員、柏女オブザーバー

配付資料

- 資料1 東京都子供・子育て会議 計画策定・推進部会委員名簿
- 資料2 東京都出席者名簿
- 資料3 東京都子供・子育て支援総合計画の位置づけと関連計画等
- 資料4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項
- 資料5 都道府県行動計画の内容
- 資料6 子供の貧困対策に関する基本的な方針
- 資料7 第二期子ども・子育て支援事業計画等の作成に当たっての留意事項
- 資料8 計画策定スケジュール
- 参考1 「東京都教育ビジョン(第4次)」の策定について
- 参考2 2019年度予算 主な新規事業(子育て関係)
- 参考3 東京都子供への虐待の防止等に関する条例のポイント・概要

- 参考 4 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要
- 参考 5 東京都子供・子育て支援総合計画（中間見直し）の概要
- 参考 6 東京都子供・子育て支援総合計画（中間見直し）「理念」・「目標」・  
「視点」

開 会

午後 2 時 0 0 分

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 定刻となりましたので、ただいまから第 1 4 回「東京都子供・子育て会議計画策定・推進部会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本部会の書記を務めます福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の桑田と申します。どうぞよろしく願いいたします。この後、着座にて、失礼いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料を御覧ください。

資料の 1 枚目の次第に配付資料の一覧を記載しております。

本日は、資料 1～8 までと、参考 1～6 までの参考資料を御用意しております。また、常用の参考資料としまして、関係法令などをつづった青色のパイプファイルと現行計画の冊子を置かせていただいております。資料等の不足がございましたら、お気づきの時点で構いませんので、挙手をお願いできればと思います。

続きまして、資料 1 により、新たに御就任いただいた委員の御紹介をさせていただきます。東京都公立幼稚園・こども園長会の桶田委員にかわりまして、糸原委員に御就任いただいております。

○糸原委員 こんにちは。どうぞよろしく願いいたします。今、東京都公立幼稚園・こども園長会の副会長をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、専門委員として、奥多摩町福祉保健課長の清水委員にかわり、菊池委員に御就任いただいております。

○菊池専門委員 奥多摩町福祉保健課長の菊池でございます。今後ともよろしく願いします。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日の出欠状況ですけれども、伊東委員、小野委員、河邊委員、杉崎委員、山内委員、斉藤専門委員におかれましては、所用により御欠席の御連絡をいただいております。まだ、到着していない委員もいらっしゃいますが、部会委員 2 5 名中 1 9 名の御出席をいただいております。定足数を満たすことを御報告いたします。

次に、東京都の出席者でございますが、資料 2 の行政側名簿を御覧ください。人事異動により、新しく着任した職員を御紹介いたします。福祉保健局少子高齢化対策担当理事の後藤でございます。

○後藤福祉保健局理事（少子高齢化対策担当） 後藤でございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本会議の副幹事長を務めます生活文化局私学部長の濱田でございます。

- 濱田生活文化局私学部長 濱田でございます。よろしくお願いいたします。
- 桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 幹事を務めます、福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長の遠藤でございます。
- 遠藤福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長 遠藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 同じく幹事、生活文化局総務部長の根本でございます。
- 根本生活文化局総務部長 根本でございます。よろしくお願いいたします。
- 桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 同じく幹事、教育庁教育政策担当部長の小原でございます。
- 小原教育庁教育政策担当部長 小原でございます。よろしくお願いいたします。
- 桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 以下、書記、関係者等につきましては、名簿の配付をもちまして、紹介とさせていただきます。

なお、この会議は公開であり、配付資料、議事録につきましては、後日ホームページで公開することを申し添えます。

また、御発言に際しましては、マイクのスタンドにありますボタンを押していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、今期の計画策定・推進部会の初回となります。今期の会議設置当初、互選により松原部会長が選任されております。副部会長につきましては、東京都子供・子育て会議条例第8条第5項により、部会長が指名することになっておりますので、松原部会長より御指名をお願いいたします。

- 松原部会長 それでは、私のほうで指名をさせていただきたいと思っております。本日御欠席でいらっしゃいますが、副部会長は、幼児教育の分野で経験が非常に豊かでいらっしゃいまして実績のおありになる河邊委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員首肯)

- 松原部会長 ありがとうございます。
- 桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。
- 松原部会長 それでは、今後の議事進行は松原部会長にお願いいたします。
- 松原部会長 改めまして、御出席ありがとうございます。ここからは私が進行させていただきます。

本日は、議事次第を見ていただきますとおわかりのように、大きくは報告事項と検討事項の2つ用意をされております。次第に沿って、報告事項ということで、事務局から「東京都教育ビジョン」の策定などについて、説明を受けたいと思っております。

後半に、まとめて委員の皆様方から御意見や御質問をいただく時間をとりますので、この時点の御質問は、あらかじめ確認すべき点について絞っていききたいと思います。

では、報告事項について、事務局から御説明をお願いします。

○秋田教育庁総務部教育政策課長 教育庁教育政策課長の秋田でございます。

私のほうからは子供・子育て支援総合計画の中で関連計画として位置づけられております「東京都教育ビジョン」について、説明をさせていただきます。資料のほうは参考1ということで概要版をお配りさせていただいておりますので、そちらを御覧になりながら、お聞きいただければと思います。

まずは「『東京都教育ビジョン』の位置付け」でございますけれども、このビジョンは教育基本法に基づいて策定しております都の教育基本計画に当たるものでございまして、今、最新のものとしては、平成31年3月に第4次の「東京都教育ビジョン」を策定したという時点でございます。

内容でございますけれども、知事のほうで策定しております東京都施策大綱と基本的に方針を共有しながら、教育委員会として今後取り組むべき基本的な方針を示したものという位置づけでございます。第4次の計画期間につきましては、本年度から令和5年度までの5年間の計画となっております。

続いて「策定の社会的背景」でございますけれども、こちらの資料にもあるように、現在は情報技術の急速な発展ですとか、超高齢社会の到来、国際化の進展などなど、子供たちを取り巻く環境は日々変化している状況でございますので、こうした背景も踏まえつつ、今回のビジョンの改定を行ったところでございます。

ビジョンの中では「次代を担う子供の姿」というものを規定しておりまして、先ほどの背景を踏まえまして、情報化、あるいは国際化など、変化していくこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供の育成を目指すことにしております。

そのために必要なことで2点大きな柱を挙げておりまして、1つは全ての子供たちに「知・徳・体」をバランスよく育むということ。2つ目で学校と家庭、地域社会が連携・協力して子供たちを育てていくことを大きな柱としてございます。

今回の第4次のビジョンの特徴としましては、全ての児童・生徒の確かな学力を支える教育、それから、社会の持続的発展を牽引する力を伸ばす教育について明確に位置づけを行ったことと、都立高校改革ですとか、学校における働き方改革の要素も加えまして、12の基本的な方針と30の今後5カ年の施策展開の方向性を設定した形になっております。これらを今後の事務事業の推進に向けた羅針盤として示した形でございます。

参考資料の2枚目以降は、教育ビジョンに掲げております事業の体系で、一覧で示しているところでございます。参考に御覧いただければと思うのですが、この中で子供・子育て支援総合計画と関連性の高い施策といたしまして、放課後子供教室がございまして、これだけ紹介をさせていただきます。

放課後子供教室は、区市町村が実施主体となりまして、放課後等に学校の余裕教室等を活用して子供の居場所を確保して、学習ですとか、スポーツですとか、体験活動といった取り組みを推進する事業でございまして、都教育委員会といたしましては、こうした事業の支援を行っております。

また、今年度からは学童クラブとの一体的な実施を目指しまして、全ての子供が安全・安心に居場所づくりができるような形で進めていくこととしております。

このほか、一覧にありますように関連施策は数多くございますけれども、時間の都合上、説明は割愛をさせていただきます。

本ビジョンは、まだ冊子の形ではできていないのですが、東京都教育委員会のホームページに掲載させていただいておりますので、もしお時間のある際にはごらんいただければ幸いです。

最後になりますが、都教育委員会といたしましては、今後ともこのビジョンと子供・子育て支援総合計画との整合を図りながら、子供たちの健やかな育成に向けたさまざまな施策を展開してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上です。

- 佐瀬福祉保健局少子社会対策部事業推進担当課長 続きまして、平成31年度子育て支援にかかわる主な新規事業としまして、参考資料2-1、2-2まで少子社会対策部事業推進担当課長の佐瀬より御説明させていただきます。

参考資料2-1を御覧ください。「子供を持つということに対する総合的な普及啓発事業」でございます。こちらは都民による事業提案制度により事業化されたものの1つでございます。20歳前後の男女が、今後のライフプランを考える上で、正しい知識に基づいた判断ができるよう、妊娠や出産、不妊治療、養子縁組などについて、動画や雑誌、ウェブ広告等を活用した普及啓発を実施するものでございます。

「事業内容の詳細」としまして、下に黒いポチが2つございますが、上のほうで、子供の有無を含め、家族の形態が多様化する中で、子供を持つことに関する正しい知識を得た上で、自分の生き方を選択することが重要となってきております。

大学キャンパス内のデジタルサイネージ（映像表示装置）を活用した動画配信や、若い世代が購買する雑誌への不妊治療経験者・里親に対するインタビュー記事等の掲載、ウェブ広告等の活用を通じまして、普及啓発を実施するものです。

「事業実施による効果」ですが、この普及啓発を通しまして、正しい知識に基づいてライフプランを考え、選択できることを期待するものでございます。

続きまして、参考資料2-2「けんこう子育て・とうきょう事業」でございます。

こちらは大学研究者による事業提案制度により事業化されたものの1つでございます。妊娠届の情報（年齢や職業の有無、家族構成など）をもとに妊婦をさまざまなタイプに分類し、その方の赤ちゃんのための子育てスキルを母親及び父親に届けるものです。その結果、育児ストレスを減らし、親子の健康を守るものでございます。

左下に1～4まで書いてございますが、まず、妊娠届を電子化（データ化）いたします。そのデータをもとに、2番目で妊婦さんを10個ぐらいのタイプに分けます。3番で、そのタイプごとにその方に必要な子育てスキル、対応方法を開発しまして、4番の

両親教室や家庭訪問などで冊子、動画、メール、ウェブなどの媒体を使って届けるもの  
でございます。

例えば、タイプ1と絵のほうに書いてございます。タイプ1は「初産で不安がある若い  
妊婦さん」とした場合に、例えば赤ちゃんが何をやっても泣きやまないときに、どう  
したらよいかというような具体的な方策ですとか、あとは授乳と睡眠についての方策で  
すとか、そういったものをお届けします。

タイプ2としまして「働いていて夫に手伝って欲しい妊婦さん」としました場合、方  
策としましては、いかにパートナーの方に家事分担をうまくしてもらおうかという関係の  
持ち方等々のスキルを提供したりというような例が考えられるものでございます。

「事業内容の詳細」でございますが、2つポチがあるうちの後半で「具体的には」の  
ところですが、本事業を希望する自治体、3自治体程度を想定しておりますが、妊娠届  
の情報から妊婦を類型化するアルゴリズムを作成し、各タイプに必要と考えられるスキ  
ルを大学研究者が開発いたします。それを媒体を使って提供するものです。

「事業実施による効果」としましては、それぞれの妊婦さんに合った子育てスキルを  
提供することによって、母親及び父親の育児ストレスを減らし、満足感を高めること、  
ひいては、東京都における児童虐待が減ることを期待するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 保育支援課長の木村です。

参考2-3を御用意ください。私からは「多子世帯に対する新たな支援について」を  
御説明申し上げます。まず、東京都では、国の幼児教育無償化の開始時期に合わせて、  
今年の10月から多子世帯に対する新たな支援を開始することとしました。

実施の背景ですけれども、資料の左上のところですが、国の出生動向基本調査によると、  
夫婦に尋ねた理想的な子供の数と、夫婦が実際に持つつもりの子供の数について隔たり  
があり、過去最低の数字となっております。そのため、希望どおりに子供を産み、育  
てられるように多子世帯に対する新たな支援として、都独自の保育料の負担軽減を実施  
することとしました。

現状、どういう制度があるかというところですが、真ん中の左側を見ていただきたい  
のですけれども、国の仕組みでは多子世帯の保育料負担軽減は第1子が保育所等を利用  
している世帯や、年収360万円未満の世帯が対象で、第1子の年齢や世帯収入により、  
減免に差が生じてございます。イメージ図でいうと、第1子が小学生の場合、第2子の  
保育料は全額、第3子の保育料は半額となります。

また、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業と  
されており、認証保育所等の利用者に対する多子世帯支援の仕組みがございません。

そこで、都独自の新たな仕組みでは、右側のところなのですけれども、第1子の年齢  
や世帯収入にかかわらず保育料を減免するとともに、認証保育所等の利用者に対しても  
支援を開始するとしました。

認可保育所等については、国の仕組みの対象外である年収約360万円以上、かつ、第1子が小学生以上の世帯について、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無償とする予定でございます。認可外保育については、認可保育所等と同様、第2子以降の実質保護者の負担額を半額、または無償とする予定でございます。

事業の開始は、国の幼児教育無償化の開始時期と合わせて、今年の10月から実施する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○多田福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長 少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長の多田でございます。私のほうからは「夜間帯保育事業」について説明をさせていただきます。資料としては参考2-4となります。

都内における「夜間帯保育の現状・課題」です。24時間保育を行う認可保育所、または認証保育所などの公的な保育サービスですけれども、これはなかなか広がっていない状況にあります。そうした状況の中、夜間就労の保護者などが認可外保育施設、いわゆるベビーホテルなどの24時間保育を使わざるを得ない状況にあります。

また、実際に24時間保育をうまく運営する施設においては、長時間シフトに対応した職員の確保・配置が必要になってきますし、夜間帯において保育する場合につきましては、当然ながら昼間とは異なる保育が必要となってきます。そうした運営の困難さが存在することがあります。

また、実際に夜間の保育を利用している保護者の状況です。施設所在地以外の住民が利用していることがあったり、夜間・昼間保育併用、つまり通常は昼間働いているけれども、ときに夜間のシフトが入って夜間の保育を利用する実態があります。そうした状況を踏まえまして、施策の方向性としたしましては、保護者・子供が安心して利用できる夜間帯保育を提供するための仕組みが必要であるだろうということ。

また、夜間帯の保育に対応した補助を新たに創設する必要があるだろうということ。

また、利用・契約の柔軟性を確保するため、認証保育所が適当ではないかと考えまして、施策を検討していったところです。

その結果、安心して利用できる夜間帯保育を提供するというので、平成31年度の新規事業として「夜間帯保育事業」を創設いたしました。

事業の内容としたしましては、夜間帯保育として夜間の割増賃金分を算定した補助を新たに創設する。賃金の本体部分につきましては、既存の補助、認証保育所では運営費補助で対応する。また、夜間特有の備品等を購入する費用、夜間のほか休日に運営する場合は休日も加算するとした3点の補助制度を新たに設けています。

さらにですけれども、安心して夜間の保育を利用できるための保育の質を確保することが重要でありますので、夜間の保育内容、運営上の留意点を作成することを合わせて事業の内容に盛り込んでおります。

私のほうからの説明は以上となります。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、参考3の「東京都子供への虐待の防止等に関する条例のポイント」について御説明申し上げます。

まずは、条例制定の経緯につきまして、既に御承知の方も多いと思いますが、簡単に説明いたします。都内の児童虐待相談対応件数は年々増加しておりまして、また、この条例を策定する契機ともなりました痛ましい死亡事件も発生しております。こうしたことから、社会全体で子供への虐待防止の取り組みを一層進めるため、条例制定に向けて検討を行ってきました。

検討に当たりましては、東京都児童福祉審議会において専門家による審議を行ったほか、2回のパブリックコメント、区市町村との意見交換など、社会的な理解を深めつつ施行に至ったものでございます。

検討経過につきましては、資料を1枚おめくりいただいた裏面のスライド番号1に簡単に記載がございますので、後ほど御覧いただければと思います。

その下のスライド番号2、条例の前文を御覧ください。前文の最後の2行ですけれども、「社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守ることを目指し、この条例を制定する」とあります。これが条例制定の目的となっております。

内容の説明に入ります。説明に当たりましては1ページ目上段のポイントの表を使用して、重要な部分に絞って説明いたします。スライド番号3以降につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

「未然防止」として2点挙げております。

1点目で「保護者の体罰等禁止」が本条例の大きなポイントとなりますが、都の責務として、体罰や暴言によらない子育てを推進するとともに「保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない」と条文に明記しております。

2点目が「健診受診の勧奨に応じる保護者の努力義務」で、こちらは健診未受診の保護者に対し、健診を契機として、保健所等の行政機関が育児の不安や課題を早期に把握し、支援につなげていくことを狙いとした規定でございます。

次の「早期発見・早期対応」については4点挙げております。

1点目は虐待通告に関する規定ですが、都独自の規定として、子供を守るのみならず家庭を支援する観点から、都民の通告を促進する条文となっております。

2点目、児童相談所等の情報提供依頼です。

児童相談所は虐待通告を受けたときは、学校・病院等の関係機関に限らず、民間事業者に対しても目撃情報、防犯カメラ映像などを含めて情報提供を求めることができることを条文に明記しております。

3点目、児童相談所間の引き継ぎです。

支援が必要な家庭が転居した場合、家族が慣れない地域で孤立し、家族関係が悪化する可能性もあるため、児童相談所間の的確な引き継ぎを一層徹底する内容です。本条例

の制定の契機となった事件の検証を踏まえて盛り込まれたものでございます。

4点目、子供家庭支援センターとの連携です。

区市町村が設置する子供家庭支援センターは、児童相談所とともに、児童相談体制の車の両輪をなす機関でございます。このことを踏まえ、両者が密接に連携・協働していくことを規定しております。

本条例の制定を契機に、社会全体で児童虐待を防止する取り組みを一層推進してまいります。

条例に関する説明は以上です。

続きまして、参考4の資料で「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要」について、説明いたします。こちらは「案」となっているとおり、現在国会で審議中の案件でございますので、現時点での情報提供という位置づけになります。

概要の1「基本理念」ですが、子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加するとあります。つまり2行目の部分がいわゆる無償化を見据えて追加されるということでございます。

その下、※に記載がありますように、認定こども園、保育所等については、政令の改正により無償化となります。法改正により同様に無償化となるのが、2の「子育てのための施設等利用給付」でございます。

裏面の図がわかりやすいと思いますので、恐れ入りますが裏面をごらんください。一番左の「施設型給付費」と「地域型保育給付費」については、政令により無償化されます。その右、下線の引いてある各事業が新たに「子ども・子育て支援給付」の対象として位置づけられます。具体的には認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業などがこれに当たり、区市町村が確認した事業については、施設型給付費と同じ要件で無償化の対象になるものです。

恐れ入りますが、もう一度表側に戻っていただきまして、一番下にございますように、施行期日は本年の10月1日とされております。

参考4に関する説明は以上となります。

○松原部会長 ありがとうございます。

事務局から「東京都教育ビジョン」などについて報告をいただきました。後ほど、まとめて御意見、あるいは御質問をいただく時間をとりますが、この時点で確認しておきたい点がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。

内野委員、どうぞ。

○内野委員 今の無償化の御説明の中で、子育てのための施設等利用給付の範疇の中で、多分一番都民の中で多く使われるのが、私立幼稚園の私学助成型の、従来型の未移行と書いてあるところが一番ボリュームゾーンだと思うのですが、これの説明が今なかった

ので、補足をお願いできればと思うのですが。

○松原部会長 事務局のほう、よろしくお願いたします。

○内野委員 おおむね半分のお子さんが、東京都は私立幼稚園に通っていらっしやって、そのうちの約8割強が、まだと言いますか、ここで言う幼稚園（未移行）というところにありますので、そうすると、全体の中で4割強のお子さんはこのところで無償化の対象になるかと思うのです。

○上坂生活文化局私学部企画担当課長 失礼いたします。東京都私学部の企画担当課長をしております上坂と申します。

今、御質問のあった未移行の幼稚園に関する保護者負担軽減ですけれども、御存じの部分もあるかもしれませんが、基本的には現行の制度でございますと、所得制限がある中で段階的に支援をしていく形になりますが、この10月以降をもって、予定としましては所得制限が取り払われ、定額の補助となります。年額で最大30万8400円までの補助をするところに加えまして、東京都独自の支援としまして、基本的には東京都内の私立幼稚園の平均の保育料まで、具体的には33万円を上限としまして補助することを予定しているところでございます。

御質問されているところのお答えになっているでしょうか。

○内野委員 先ほどの「子ども・子育て支援新制度の概要」の中で、一番左側の施設型給付の部分に関しましては御説明がありましたが、その右側の「施設等利用費」となっている真ん中のところですが、こちらの中の御説明の中で、認可外保育所、認証保育所等のことしか御説明がなかったもので、漏れていましたよという指摘でございました。

○松原部会長 一応確認いただいたということによろしいでしょうか。

ほかにいかですか。

篠原委員、どうぞ。

○篠原委員 「東京都教育ビジョン（第4次）」の策定についてという内容を先ほど拝見しました。これは国の第3期教育振興基本計画を参考にされているということですが、これの対象年齢は何歳から何歳までになっているのでしょうか。

○秋田教育庁総務部教育政策課長 年齢と言いますか、基本的には公立学校を対象としておりますので、年齢というよりは学校教育を対象とした形です。

○篠原委員 学校教育法の第1条「学校とは」には幼稚園から入っているのですが、この中身は小学校以上のことになっていませんか。

○秋田教育庁総務部教育政策課長 幼児教育についても入っていますが、主たる内容としては小学校から高等学校までが大部分を占めている形になっています。

○篠原委員 はい。ありがとうございます。

○松原部会長 ほかはよろしいでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 子ども・子育て新制度の概要のところ、先ほど無償化の説明があったので

すが、このところで1点確認したいです。この表の真ん中あたりの「認可外保育施設等」については、法の定めで無償化にするというお話しでしたが、実際に、新聞報道等だと無償化の範囲は自治体のほうで条例である程度制限できるような話もございます。そうなったときに、例えば23区ですと、認可外の保育施設について、こちらの区では無償化の対象になっていて、こちらの区では有償ですという形のばらつきも多分想定されるのですが、東京都として今後調整とか、あるいは考え方といったものはあるのでしょうか。

- 多田福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長 認証・認可外保育施設担当課長の多田です。

法律の制度の中では、各自治体において条例を定めて対象施設を制限することが可能となっております。どこの施設を対象にするか。つまり制限するか、しないかというのは各自治体、各区市町村の判断だと思っておりますので、東京都として考え方を示すことは考えておりません。

- 松原部会長 詳細な運用は、これから議論が進んでいくところではないかなと思います。

それでは、このくらいで次に移ってよろしいでしょうか。後でまた御意見を伺うところでいろいろ御議論もいただきたいと思えます。

それでは、検討事項につきまして、まず、第2期計画の策定ということで、本日は基本理念、方向性について議論いただきたいと思えます。関係資料を用意してありますので、まず、事務局から説明をお願いします。

- 桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 関係資料について説明いたします。資料3の「東京都子供・子育て支援総合計画の位置づけと関連計画等」をごらんください。本資料は前回会議において、本計画と関連する計画の一覧表の提示について、御依頼がございましたので、それを受けて作成したものでございます。

上に本計画が載っていますが、関連計画として7本挙げております。そのうち網掛けとなっている上の3つが今回の本計画と同様に今年度改定作業を行う計画でございます。そのうち上の2つ「社会的養育推進計画」と「ひとり親家庭自立支援計画」については、福祉保健局少子社会対策部の所管となりまして、それぞれの会議体による検討に入っていくところでございます。3つ目の「子供・若者計画」は都民安全推進本部が中心となって作成していきます。

それぞれ検討を行う中で、議論の中身をすり合わせながら、整合性をとりつつ計画策定を行ってまいります。本会議で御検討いただく子供・子育て支援総合計画は、まさしく総合計画でございますので、より詳しいところ、具体的なところについては「社会的養育推進計画」または「ひとり親家庭自立支援計画」について検討する会議体において、委ねていくこともあろうかと考えております。

続いて、資料4から資料6ですけれども、こちらにつきましては本計画に盛り込むべき事項として、法令等に定めのある事項を示しているものでございます。

資料4から説明いたします。

資料4は子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定められた事項となっております。都道府県計画における必須事項は①、②、④、⑤、⑥となっております。同じく任意事項ですが、⑧から⑭まででございます。なお、現時点の資料では、現行計画のときからの変更はございませんが、基本指針の改正が予定されておりました、後ほど資料7の御説明の際に説明いたします。

続きまして、資料5ですけれども、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に定められた事項でございます。資料4と重複する項目も多いのですが、(4)の「子育てを支援する生活環境の整備」や、裏面になりますが(7)の「子どもの安全の確保」につきましては、次世代育成支援対策推進法独自の事項でございます。

現行指針からの変更、追加はございません。

資料6は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく基本的な方針に定められた事項です。

現在、国におきまして子どもの貧困対策大綱の見直しが検討されておりますので、今年度中に改正案が示される予定となっております。基本的な方針に関しましても、これによって改正される可能性がございます。

次に、資料7は計画作成に当たっての留意事項として、国から示された資料でございます。実務的、手続的なルールが中心となりますので簡単に説明させていただきます。1の「量の見込み及び確保方策」ですが、量の見込み等の算出上の留意事項に関する記載となります。

3ページの3の「他の計画との関係」でございますが、先ほど資料3で説明申し上げた各計画と調和が保たれたものにするのとされております。

4の「計画の公表、点検及び評価等」ですけれども、パブリックコメントの実施、計画の公表と実施上状況の点検・評価についての記載となっております。

裏面の5の「基本指針の改正を予定している項目」ですけれども、先ほど説明申し上げました資料4、子ども・子育て支援法に定める基本指針の改正予定項目となります。都道府県計画に関係がある事項は、(1)の2行目から「幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること」の部分となります。

続きまして、参考資料の参考5、参考6の両方をごらんいただきたいのですが、こちらは現行計画に関する資料となっております。

参考5は平成30年3月に計画の中間見直しを行った際の資料となります。1の「計画の概要」の(4)計画の中間の見直しのポイントとして3点あげておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、参考6でございますが、こちらは中間見直し後の現行計画の理念・目標・視点をまとめたものでございます。計画においては、まず「3つの理念」を掲げ、その

理念を実現するため「5つの目標」を制定しています。さらに計画の推進に当たって、特に留意すべき視点として「5つの視点」を掲げています。

資料にはそれぞれの見出し、標語と、その右に箇条書きで概要説明を添えておりますが、お手元に参考資料としてお配りしておりますこちらの冊子を御覧いただきますと、17ページから21ページに記載がございますので、詳細を御確認される場合にはこちらの17ページから21ページを御覧いただければと思います。

こちらの理念、目標、視点をベースとしまして、本日の報告事項、あるいは関係資料を踏まえまして、次期計画の理念や方向性について、御意見をいただければと思います。

説明は以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

今年度中に期限が切れますので、計画についてまた検討のスタートを切る時期に来ております。そういった点で、まずスタートを切るに当たりまして、今日は全体の構成ですとか、理念・視点、あるいは方向性、一度中間見直しをやっているのですけれども、その後の動きもございますし、改めてこういう点を修正したい、加えたいといった点もあろうかと思えます。

御自由に御意見も伺いたいと思いますが、その前に今まで説明していただいた資料についても、あわせて御質問いただければ、そこを糸口に議論を進めてまいりたいと思います。どなたでも結構ですので、挙手をお願いします。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 今見ただけなので、全体を把握できていないところはあるのですが、国の動きとしては、今後外国人の方を受け入れる大きな動きがあると思うのです。そうなったときに子供の場合は比較的柔軟に対応できると思うのですが、その保護者を含めて、やはりそこらの対応は、これまでの計画にもしなかったのであれば、そういった視点も1つあるのかなと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

これはどこの教育現場、保育現場においても實際上外国籍、あるいは外国にルーツを持つお子さんたちが増加しているかと思えます。もし現場の状況を踏まえて何か御意見、あるいはコメントをいただければ幸いです、いかがでしょうか。

なければ別の観点からでも結構です。

矢島委員、お願いします。

○矢島委員 理念の3つ目の「社会全体で、子供と子育て家庭を支援する」という視点が非常に重要だと思っています。これまでですと、次のページの目標5にあるように「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」ということで、保育環境ですとか、さまざまな企業におけるワークライフバランスの環境整備などに取り組んできているわけですけれども、子供を持たない世帯とか、子供と接する機会の少ない層の子供や子育て世帯の理解とか寛容性といったものへの働きかけについては、どこで事業として読むの

だろうというのが、今までなかなか見えなかった部分があると思うのです。

今回、資料の参考2-1で「子供を持つということに対する総合的な普及啓発事業」という枠組みが出来ています。今の内容ですと、20歳前後の男女、これから子供を持つ層に対する働きかけということになっているようですが、そうでない層に対する働きかけみたいなものも、この事業の枠組みの中でぜひ御検討いただけたらと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

後ほど事務局、あるいは関係部署からコメントをいただきたいと思いますが、しばらく御質問、御意見をお出しいただきたいと思います。

ほかにかがでしょうか。

星委員、お願いいたします。

○星委員 参考6の「東京都子供・子育て支援総合計画の理念・視点・目標」についての部分で発言をさせていただきます。

5つの目標がありまして、そのうちの3つ目の「子供の成長段階に応じた支援の充実」の記載の文章の中の2行目に「また、次代を担う若者の就業支援や自立支援、小学生の放課後等の居場所づくり」と記載がありますが、この部分の「小学生の放課後等の」の後ろに「子供」もしくは「子供・若者」を挿入し「子供の居場所づくり」もしくは「子供・若者の居場所づくり」と記載をお願いしたいです。

なぜならば、小学生の子供を預けられるサービスの整備について必要だと思う人が年々増えていること、昨今、全国で正社員と格差のある非正規就業者が4割近くにふえるなど、母親の就業率が上がって、子育てをしながら共働きをする方が増えている。こういったことから、今後、学童クラブを利用しようという児童が増えると考えます。

また、都内の世田谷区では、地域の児童館を小学生・中高生世代、乳幼児と保護者のくつろげる場を目指しながら、各館を子育て広場活動を行う子育て支援館や、中高生を支援する中高生支援館と位置づけて、特化した取り組みを行っています。

さらに中学校の跡地に、不登校児童や生徒を支援する教育支援センターと、多目的スペースや音楽スタジオ、調理室などを備えた若者のフリースペースといった活動拠点をつくって、活動拠点は公募に応じて、若者や地域の代表者といった方が運営するようになっていきます。

子供の居場所、子供・若者の居場所、フリースペース、拠点づくりは大変重要と考え、成長した後の「東京都子供・若者計画」との連動も重要視し、目標の追加の記述について、お願いしたいです。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

少し年齢幅も柔軟に捉えて施策を考えていくべきではないかという御意見だったと思います。それに関連してでも結構ですが、いかがですか。

篠原委員、お願いいたします。

○篠原委員 ちょっと違う角度になってしまいますけれども、3つの理念の1つ目に「『子供自身』に焦点を当てた理念」がございます。この「『子供自身』に焦点を当てた理念」を、先ほど教育ビジョンの話を投げかけさせていただいたのですけれども、東京都の教育ビジョンには、幼児期からの教育がもう少し明確に示されていてほしいなと思っています。それこそ幼児期から学校教育もスタートしていますし、子供の立場、子供自身から考えたならば、幼児期から子供たちが個性や創造性を伸ばしてというところを大事にしていきたいと思っていますので、ぜひそのことも含めてほしいなと考えております。

2点目の「『子育てへの支援』に焦点を当てた理念」ですけれども、こちらは先ほどの資料の参考2-1です。安心して子供を産み育てることは、まず子供を持つことに対する啓発の事業と、それから参考2-2の「けんこう子育て・とうきょう事業」とも関連をしてくるかなと考えているのです。

私がちょっと物足りないなと思っているのは、例えば参考2-1のところでは、20歳前後の男女に対しての妊娠・出産等に関するものが出ているのですが、子育てについて、子育てはこういうことが大事なのだという、子供も1人の人格として認めていくことが大事なのだというような啓発も必要なのではないかなと思っています。要するに子育ての内容です。それが虐待予防事業にも同じようなことが言えるのだと思うのです。

虐待予防の事業で「あなたの赤ちゃん」というので、子育てスキルを開発するのはとても大事なことだと思うのですけれども、実際に子育てをしていくと、対話型がほしいのです。紙面とか、あるいはデータとかネットでやるだけではなく、そこで「うちの子、実はこうなのだけれども」というような対話型であったりとか、あるいは顔が見える関係での支援がとても必要になってくるのではないかなと思います。それを3つの理念の2つ目の「子育てへの支援」に、東京都が取り組まれている事業をもうちょっと深めていくといいのではないかなと考えております。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

幾つかの視点を出していただきました。

ほかはいかがでしょうか。

糸原委員、お願いいたします。

○糸原委員 東京都国公立幼稚園・こども園長会の糸原でございます。

私はこども園に勤務しております。仕事をしながら子育てをしている方々は本当に頑張っていると思いますし、必要な子育ての支援を精いっぱいしてさしあげたいなと思いますけれども、さまざまな少子化対策を重ねてくる中で、保護者のニーズが非常に多様化していると、現場として非常に実感しております。

社会で子供を育てることは重要ですが、教育基本法にも定められているように、第一義的な責任は親にあるという根底のところ、社会で子供を育てることもあるのですが、薄れてきていることを非常に実感しています。

子育ての喜びは、どのようにすると保護者が感じていけるのか、現場としても一生懸命追求していかなければならないところと思っていますが、政策の中でもそのような啓発をしていただけるような「子供を持つということに対する総合的な普及啓発事業」の中にも、ぜひそういった部分を組み込んでいただければ、ありがたいなと思っています。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

須藤委員、お願いいたします。

○須藤委員 今回の理念の中で全ての子供たちというのは大変すばらしい考えだなと思っていますところ。その中で非常に重要ななと私が思っているのは3点ほどあります。

1つ目が、具体的な施策として、学童施設の量的な拡大だろうと思います。ニーズも非常に高まっているところではあるのですが、例えばこういった学童施設に、個別論になりますけれども、東京都で非常に先駆的にやられた認証保育所のような多様な事業者が、どんどん参画しやすい民設民営型の学童クラブの制度みたいなものをつくられたらいいかなと思っていますところ。

2点目は、外国人のお子さんというよりも、先ほどもありましたけれども、親支援です。ベトナムの方とか大変多くの方が働いていらっしゃる、子育てに対する悩みは、どこの国の親も同じだろうと思うのですが、そもそも言葉の問題がありながら相談窓口もまともでない状態で、ここに対しては何か手を打つべきではないかなと思っていますところ。

3点目が、私は保育事業をやっているわけなのですが、今年度、痛切に感じたのは待機児童が明らかに一段落していることです。メディアの報道によると、まだ大変だとなるのでしょうか、実際に定員が割れている園も決して少なくありません。そういう意味では今年度は大きな節目になるのかなと、私は考えているところになるのです。

その中で一番力を入れるべきなのは、働く世帯ではなくて、専業主婦世帯への支援ではないかと思います。それは何でそんなことを言うかという、東京のお母さんで3世代同居は4%しかいないのです。最近、高齢の女性も「子供の声がうるさい」と言う時代になってしまって、世話焼きのおばあさんたちがいない。お母さんたちは孤立無援で保育をする状態が現実になっているのではないかと。東京の子育ての中で一番の問題は、子育ての孤立化ではないかなと思っていますわけ。

ついでには、子育て広場みたいな気軽に立ち寄れるような場所をもっとたくさん、量的な整備をしなければいけないのではないかと思います。待機児童対策が一段落するという事は、東京都の認証保育所という制度が、だんだん枠が空いてくるわけなのです。認証保育所は最大で3000万円公費が入っている、ある意味で社会資本ですから、そういったところを子育て広場とか、一時保育の専門施設みたいに利用を拡大して、多くの専業主婦の方、育休中の方に対する支援施設をつくられたらいいかなと思っていますわけ。

以上、3点でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

具体的な御提案も含めての御発言をいただきました。

ほかはいかがでしょう。

吉岡委員、お願いいたします。

○吉岡委員 東京都小学校PTA協議会から参りました吉岡と申します。

2点ほどございまして、1つは場所です。

私は今、学童クラブでパートをしておりますが、やはりことしも大変大勢の1年生のお子さんが入ってまいりました。私は世田谷区なのですが、世田谷区の場合は学童クラブが学校の校舎の施設の中にあり、どうしても場所が足りない。雨が降ってしまいますと、校庭で遊ばせないので、体育館を開放してもらったり、多目的ルームとか会議室に分散してということもあるのですが、やはり5、6年生がまだ授業している時間ですと、ほかの教室を使ってということは難しかったりする。

どうしても、小学校に上がったからお母様たちは働き出すという、保育園からのお子さんに加えて、そのような現状がございますので、やはり場所の確保というのですか、私が5年前にパートで行き始めたときとは全然人数的にも変わっております。

また、長期のお休みです。夏休みとか春休み、冬休みは、朝の8時半から夕方6時半までずっと学校の中で毎日過ごしているお子さんたちの環境も、やはり学校の外に連れていくわけにはまいりませんので、その中でずっと過ごしているところも、私は専業主婦でしたので、子供をそういうところで育ててもらった経験がないので、随分違うのだなと実感しているところです。

何が良いとか悪いとかではないのですが、そのような中でこれから増えていく学童クラブです。1年生から3年生まではそこで過ごしているので、そのお子さんたちにとって、よりよく快適に過ごせる、また、本来ですと、御家庭で過ごすであろう時間も学校の中なので、ちょっと自由にできない部分もたくさんあるので、その辺のところの心のケアや何かも、これから考えていく必要があるのかなというところです。

それに関連して、この間10連休の後にテレビのインタビューで、やはり働くお母様たちが「子供から解放されてよかった」という話がありました。やはり日ごろ毎日会社で過ごしているお母様たちにとって、毎日お子さんがそばにいて「朝・昼・晩、御飯を食べるのですよ」と言われて、それは当たり前のことなのだけれども、普段していらっしゃらないと、それがすごく大変なことだったのだなと感じました。先ほどお話がありましたように、やはり子供と一緒に過ごす時間とか、子供を育てている実感とか充実感とか、その辺のところも親が感じられるような、「子供がいなくてせいせいした」という発言はちょっと悲しいなと思って聞いておりました。

もう一つは、特別支援学級についてです。特別支援のお子さんもお大変ふえてまいりまして、公立ですから学童クラブと一緒に過ごしております。子供同士はとても仲よく遊

べたりしているのですけれども、配慮の必要なお子さんたちが増えていることで、パートとかそういうアルバイトさんたちがマンツーマンでつかなくてはいけないこともありますので、やはりその辺の人手不足とか、ケアの必要なお子さんに対するところも、これからまた必要になってくるかなと考えております。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

むしろPTAというよりは、学童保育の現場にいらっしゃるところから御発言をいただいたのだらうと思います。

ほかにいかがでしょうか。

矢島委員、お願いいたします。

○矢島委員 もう一点、お願いします。

子供・子育て支援を担う人材の確保について、やはり労働人口が減って、あらゆる業界で人手不足が深刻になっている中で、この分野でもますます人材確保・育成が難しくなってくると思うのです。計画に、一義的には事業者の責任だが、都として必要な事業者の取り組みを支援すると書いてあるのですけれども、ここについてさらに踏み込んだ対応が必要になるかなと思います。

特に処遇の問題は大きいですが、経営者のマネジメントについても、いろいろな工夫がこれからますます必要になってくるのではないかと考えられます。そういったマネジメントに関して情報提供やノウハウの提供がないと、例えば小規模な保育園ですと、マネジメント上の問題で、複数の保育士が一斉にやめたことで運営が立ちゆかなくなるようなことも実際に起きていると思いますし、そういったことも必要ではないでしょうか。

私も様々な相談を受ける中で、1つ大きな課題だと思うのは、今、子育てから復帰した後に短時間勤務という形で働くことが一般の企業でも女性の離職防止に非常に役立っているわけですけれども、保育園や幼稚園で短時間勤務の職員がうまく働けるかということです。このあたりの運営方法ですとか、制度上の課題みたいなものへの対応も、今後の人材確保策においては、非常に重要ではないかなと思いますので、そういったことも御検討いただければと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○篠原委員 資料7についてです。一番最後の基本指針の改正を予定している事項で、先ほど御説明がありましたけれども、幼児教育アドバイザーとか、幼児教育センターの体制整備というようなことが書かれております。このことについて、東京都ではどのように考えていらっしゃるのか伺いたいことが1点です。

2点目が「幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応」と書かれておりますが、無償化になることによって、公立幼稚園の多くは4歳、5

歳の2年保育が多いのです。そうすると、満3歳から子供を入れたいと思っている保護者が、例えば公立幼稚園に入れたいと思っても、3歳の受け入れがないこともありするので、ここもその引き下げなども含めて検討することが書かれておりますが、このことについて、東京都はどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○松原部会長 この点については、また後で具体的にお答えを聞けるかと思えます。

ほかはいかがでしょうか。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田です。

この4月から働き方改革の関連法案が成立して施行され、より労働時間が短くなる方向に進みつつある中で、そこで今まで長時間労働をある意味担ってきた父親たちが時間を短くし、では、その分どこに行くのだというところをきちんと支えてあげないといけないのではないかなと思います。

そういった子育てという意味で言えば、子育てする父親が、例えば地域やPTAといった場所に、しっかり担える存在としてかかわっていくことをしっかりうたっていないと、結果的に女性が働き続けられるけれども、PTAもお願いみたいな話になってしまいます。

そうではなくて、そこを打ち崩していくような方向性をきちんと見出していかないといけないのではないのか。それをしっかりと文言として出していく重要性もあるのではないかなと思いますので、それが母親・父親という文言で出すかどうかとも検討が必要かもしれませんが、ただ、やはりちゃんと父親たちに対してメッセージを出していくようなことも必要ではないかなと思います。

それは産後に父親が育児休業をとるのもそうでしょうし、あと、普段から年次有給休暇をとって、例えばPTA活動に参加するみたいなことも、もっと率先してやっていけば、その分母親たちの負担も軽くなっていくわけです。逆に今、お母さんたちが抱えている牙城みたいなものもあるわけですが、そこも少しずつ突き崩していくことも、計画にどういう文言を入れるかというのものもあるかもしれませんが、方向性としてうたっていく必要があるのかなと思っております。

あともう一点、私はやはり埼玉県人なので、東京だけでそんなに頑張らなくてもいいのではないかなという思いはずっと、以前もそういう発言をさせていただいておりますけれども、子育て分野においても、都とその周辺の県、もしくは市町村との連携というところも、しっかりとうたっていったらいいかなと思っております。

それは行政同士の連携もあるかもしれませんが、それだけではなくて、例えばその地域で活動する子育て関係のNPO同士の連携もどんどん促進していけばいいかなと思いますし、連携することに対しての助成金をつくるとか、いろいろな方向性はあるかなと思います。どんどんそこを促進して、逆にいろいろな社会的資源を共有していくところも必要ではないかなと思いますので、そういったところもぜひ盛り込んでいた

だけたらなと思いました。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

今野委員、お願いします。

○今野委員 先ほど参考4の裏側の幼児教育・保育の無償化に係る「認可外保育施設等」の条例等に関しては、各区市町村の判断なので都としての考えを示すことは考えていないという話がありましたが、この無償化に関しては、都内でも地域間での格差がこれから出てくるかなと感じているところです。

保育所は、もちろん区市町村が実施主体となっているものですから、さまざまな部分が区市町村で違っているのですが、今回の無償化への対応に関してはさらに区市町村間での格差が危惧されます。例えば今具体的に出てきているのが、給食費の話です。保育料は無償化にはなるけれども、給食費だけは優勝のままで、しかも保育所が直接集金しなければならないという話になってきています。この給食費に関しても、各区市町村の財政状況によってさまざまな差が出てきそうなどころがあるのです。

この東京都子供・子育て会議の意義としてはどこなのかと、いつも考えるのです。私は、地元はあきる野市ですけれども、あきる野市の市の子育て会議の委員もやっています、もちろん市でさまざまな施策を考えていく部分ではあるのですが、では、東京都としては何をやるべきなのかというと、やはり広域的な部分での取り組みを都としてぜひ考えていかなければいけないと思っています。各自治体、区市町村の子供・子育て会議なり、行政なりに託すのももちろんあるかと思いますが、東京都全体として、東京の子供たち全員を、こちらの資料にもあります「全ての子供たちを」という部分を、東京都民全部の子供たちを対象にするのであれば、区市町村に任す部分は任すけれども、東京都として広域的にどう取り組んでいくのか、どのように東京都民全部の子供たちに対してさまざまな施策が行き渡るのかという部分は、やはりこの東京都子供・子育て会議なのか東京都がイニシアティブをとるなりして、各区市町村に伝えていってという形がとれないのかなと常々この会議に出るたびに思っているところなのです。

今回、次期計画を策定していくに当たっての視点としては、やはり地域間の格差があることはよくないことなので、都民全体に対して、東京が調整をしていくというか、各行政間の中で調整をしていくようなことで、特に無償化に関しては、中間見直しのところでは具体的な話がなかったですが、今は大分具体的になってきましたし、法案が国会も通ることになりますよね。

無償化の影響で幼児教育・保育のニーズが大きく変わってくる可能性があります。先ほど、待機児童が減ってきましたという話がありました。私ども現場でも確かに減ってきている感覚はすごくあります。ただ、そこでこの無償化によってどう変わってくるのか。各市区町村でも調査もして、すでに各地区でも終わっているところだと思うのです。

けれども、それをうまく吟味しながら計画の中身をつくっていく必要があるのかなと思っていますので、ぜひ広域的な取り組みということを念頭に置いて、計画を立てていけたらなと思っているところです。

ありがとうございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 たびたび済みません。私は今度は親の立場、PTAの立場から、発言をさせていただきたいと思います。今、給食費の話が出ておりましたけれども、学校現場としては、やはり給食費の引き落としが出来ないお子さんがいるとか、その場合には予算を立てたところから減らしていかなければいけないということで、きちんと収めているお子さんに対しても、少し減っていくような形で、私はそれも実は東京都のPTAに行つて初めてわかったのですけれども、やはり地域の差があるなと感じております。

学校からすると、引き落としが出来なかった御家庭に対する徴収の仕方とか、そういうのも大変事務的な手間があるとか、さまざまな御意見も今まで聞いてきたものですから、やはり無償化、逆に幼児教育の無償化ですと、専業主婦の私たちには何もそういうところの恩恵がないまま育ってきたので、これからの方は、どのようにお考えになるのかなというところではありますけれども、給食費のことは一つ、ぜひ東京都としてお考えいただけたらありがたいなというところです。

もう一つ、小学校では「おやじの会」がいろいろなところでありまして、週休2日制のお父さんたちがサッカーのコーチをやったり、あとは子供たちといろいろなイベントを企画したり、とても子育てにたくさん関わってくださっている現状があります。

やはりそういうところに補助金が出たりとか、なかなか施設がとれない現状もあるので施設を使いやすくとか、以前にもお伝えしたかと思うのですけれども、都立の公園とか、都立の競技場、試験中で使っていない土日の都立高校のグラウンドとか、そういうところをもう少し利用しやすいようなことになったらいいかな。

今、子育てに関してどうしても行政がやってくれるとか、サービスがよくなったとか、保護者はどうしてもそちらのほうがとてもうれしい部分もあるのですけれども、やはり主体的に自分たちが子育てに関わっている実感が出来るような子育てをこれからしていけたらいいのではないかと思います。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

福元委員、どうぞ。

○福元委員 福元です。

この理念・目標のところに関わることになるのですが、私は児童発達支援センターに勤めています。5つの目標の中で、4番目の「特に支援を必要とする子供や家庭の支援の充実」が一番関わる部分になるのですけれども、2のところ「乳幼児期における教育・

保育の充実」があって、前回も発言したのですけれども、基本的にはこの教育・保育の中での例えば障害児教育・障害児保育という部分だと思うのです。

これが施策としては別々になっている感じがすごくあって、特に障害児教育と児童発達支援に関する施策についてはいろいろ、昨年度は医療的なケアのお子さんへの療育の充実の施策があったりしたのですけれども、結局、本来は保育園・幼稚園の中でそういうお子さんたちが育っていくのがインクルーシブという視点ではとても大事な部分だと思っているので、そこへのバックアップは施策的には必要なだろうと思っています。

では、どうするかですけれども、幼稚園教育は学校教育法の中で法律が別になりますけれども、学校教育の中でもやはり別になっている感があります。学校教育はずっとこれまでの中で、特別支援教育ということで別立てで取り組んできた部分はあると思うのですが、やはり通常の公立の小学校の中に特別支援教室をつくってきたように、それは世の中の流れかなと思うのです。そうでないと、共に生きていくことにはなかなか難しいのだろうと思うのです。

18歳で学校を卒業して、初めて会社で障害のある人と一緒に仕事をするみたいなことが起きているわけですから、そうではなくて、小さいころから一緒に育とうよというのが、ここで言う理念だと思うので、その部分をどうしていくか。具体的に言うと、学校で特別支援教育があるように、幼稚園・保育園でも当然そうだと思うのです。

そのための施策と言えば、例えば保育園の3歳児の人員配置が20対1になると、その中で特別な子供が入って教育ができるかということ、かなり難しいのではないかなというのが実感です。児童発達支援センターは、私のところも含めてなのですけれども、大体10人に職員が3人なのです。ただ、全国の平均で言うと、配置の基準は4対1なのですけれども、実際の全国の児童発達支援センターの配置を見ると、2.5対1なのです。それぐらい、要は全員が障害を持っているお子さんなので、当然そういう配置をしないと1日保育ができないということです。

それを考えると、20人の中に発達障害や知的障害のお子さんがある場合に1人で見られるかということ、これは多分すごく難しいのだと思うのです。だから、そういう教育体制自体の見直しが本当は、すぐには出来ないのが目標として5年後、あるいは10年後という感じで施策としてやっていかないと、なかなかそこにはたどり着けないのだろうと思うので、理念として、それをどういう形でここに挙げていかないと、なかなかそれはできないのかなと思うので、何とかそういう施策ができるような考えで理念を見ていくことが出来るかというのではないかなと思います。

特別支援学校とかに行くと、学校にもすごくよるのですけれども、子供たちはやはり個別的な対応をその中でも受けていくのです。それは特別支援学校だからできるのではなくて、やはり通常の、自分たちが自分の足で通えるところで、そういう教育を受けられれば一番いいわけです。

そういう教育環境をつくっていくことは、保育園・幼稚園でも一緒かなと思うし、私

たちのところもやはり同じで、そこに例えば保育所を併設するなり、そういうようなことも必要だと思うのです。同じ部屋にいらなくてもよくて、同じ敷地の中にいる。あるいは隣にいたみたいな環境がつかれないかなと思うので、理念のところでは2番目、4番目を融合するような目標をつくっていただけないかなと思っています。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

市東委員、どうぞ。

○市東委員 民生委員をしております市東と申します。

10年、15年ぐらい前には考えられなかったのですが、最近、生保世帯が母子家庭が多くなってきているなど感じられるのです。相談支援も含めて施策がとてもあるのはわかっておりますけれども、まだまだいわゆる不十分なのではないかな。

それと今、いわゆる貧困対策とか、虐待とかいうことは、やはりそういう小さい空間で起こり得ることではないかなという思いがありまして、母子家庭に対する支援は続けてというか、深くやっていかななくてはいけない問題ではないかなと思っております。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

柏女委員、どうぞ。

○柏女委員 オブザーバーなので発言をためらっていたのですが、まだ時間はあるようですので発言をさせていただきます。理念・目標・視点にかかわって3つ意見があります。

1つは、5つの目標のうちの1つに「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり」という視点があって、とてもこれからは大事になってくるかなと思っています。

そういう意味では、昨年東京都児童福祉審議会でも母子保健と子育て支援と障害児支援の切れ目のない支援をどうつくっていったらいいかという報告書を取りまとめているので、それをぜひ活かしていただきたいなと思います。

もう一つ大事なものは、切れ目は地域の中で生じるだけではなくて、発達の種類によっても生じてくる。基本的に一番切れ目が生じるのは就学前と学校教育の間の切れ目だと思います。それ以外にも社会的養護や障害児の入所施設などで言えば、在宅サービスのときは区市町村が中心になっているけれども、インケアに入った途端、東京都が担当するという形になって、これまで培ってきた在宅でのチームワークが全部無駄になる。

そして、施設だけで対応すると、また、戻ってくると新たに養育チームをつくらなければいけないという問題が生じることとなります。ここをしっかりとつないでいくことがとても大事なのだらうと思います。

つまり児童相談所と区市町村の仕組みを、子供家庭支援センターと児童相談所だけではなくて、障害児相談支援事業所と入所施設を担当している児童相談所、こうしたつな

ぎのところがとても大事ではないかと思ひます。

また、インケア中、つまり児童養護施設や、あるいは里親に委託されている間も地域とかかわれるようにしていくことがとても大事なのではないかなと思ひます。それが1点目です。

2点目は、先ほど矢島委員ほか何人かもおっしゃっていましたが、やはり人材の確保・育成の視点はかなり深刻な問題で、東京都は給料等もちょっと高いのでさほどではないですが、周りのところはかなり深刻な状況になっているかと思ひます。そういう意味では、人材確保・育成の視点を、計画の中の第4章にはありますけれども、それとは別に、やはりこういう視点でもって計画をつくっていくのだということがとても大事かなと思ひています。

そういう意味で、例えば国のほうで行っている社会的養護や保育、放課後児童支援員の処遇改善でも、東京都もそうですけれども、社会的養護や保育は、ほとんどの区市町村がいわば裏負担をして給料を上げているけれども、放課後児童クラブの放課後児童支援員については、東京都の中でもほとんどの自治体はその給与を上げるための裏負担をしていない問題があって、放課後児童クラブだけ給料が上がっていないようなこともあるので、そうしたことなども施策の中で議論をしていくといいのではないかなと思ひました。

3点目は、東京都もいわば人口が密集した地域だけではなく、過疎地域もあると思ひます。人口減少時代の中でいわば地域共生型のサービスというもの、高齢・障害児童などが一緒に集えるような、そんな地域共生型のサービスの視点も無視してはいけないのではないかなと思ひました。

以上の3点を検討に加えていただけるといいかなと思ひました。以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

小山委員、どうぞ。

○小山委員 こども園をやっている小山です。

本当に区市町村の格差はすごく実感してしまして、東京都の支援はすごく多いのです。先ほどの学童に対する支援も実はキャリアアップ補助が、東京都は出しているのです。それは1万円とか、毎月3万円の人もあります。経験年数で支援員制度を利用した講習を受けていれば、負担をちょっと上げていただいている制度が使えるのですけれども、広場事業とか、本当に制度はいっぱいあるのですけれども、区市町村でやっていないことが多過ぎて、本当に隣の市ではこれはやっている、でも、ここではやっていない。本当に市が違っただけで、支援を受けられるかどうかの違いが今出ています。

あと、うちはこども園のほうで学童の一時預かり事業を行っているのです。今、働いている方でもパートの方は時間が短いですから、夏休みをどうするかという課題が前からあったのですけれども、学童保育クラブのほうは定員で、これ以上入れられない現状

があります。それを補うのに学童一時預かりがすごく有効になっています。そういうのもやっている市が限られているのです。やっている市の支援というか、もうちょっとこういうところはこういう取り組みをしているのだというのをわかりやすくしていただいて、もっと周りの市がそれに追いついていくような形をとっていただきたいなと思っています。

それから、無償化の問題はやはり給食の問題もありますし、こども園については1号児の人数によって、収入の格差がすごく多くなるのと、職員の処遇の格差にもつながっているのです。それと、先ほどの保育園のほうでも定員割れが始まっているのもあるのですけれども、キャリアアップの補助金に関しては定員割れしてしまうと、職員の処遇改善Ⅱのほうも減っていきますし、それから、キャリアアップの東京都の補助金も減ってしまうのです。そうすると、同じ法人内で運営していても、定員を満たしているところと、満たしていないところで給料の格差が生じてしまう。それがすごく今矛盾している。

うちは実は学童保育クラブもやっています、学童保育クラブのほうはさらにキャリアアップの補助の体制が全く違うので、同じ保育士が異動したりした場合には、相当な格差が生じてしまう。今、いろいろな制度をうまく利用すれば充実するものも、東京都がやっている支援をもうちょっと見えるようにして、区市町村が取り組んでいただきたい。

それから、東京都のほうも、利用定員がこども園にあるので、利用定員を下げれば、定員を満たしているのです。そうすると、先ほどの補助金が減ることは少し解消されるのですけれども、保育園のほうは3、4、5歳児の定員割れが今大分多くなってきているのです。保育園ができて、認定こども園も増えてきている。そうすると、親は選択肢が増えてきて、保育園のほうに行かないで、3歳になると幼稚園、あるいはこども園に行くと、保育園のほうの3、4、5歳の定員割れが生じている園もかなり増えてきています。

そういうところが、利用定員というこども園みたいな制度があって、3、4、5歳を一時的でいいのです。利用定員を下げることを行えば、多分2歳の実員よりも、3歳の実員は下がってしまうことがあるのです。そういうところも見直せるような施策を東京都からもうちょっと市区町村のほうに発信していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○松原部会長 ありがとうございます。

矢島委員、どうぞ。

○矢島委員 続けて済みません。今、小山委員から御発言のあった中で、やはりキャリアアップという視点が非常に重要だと私も思っておりまして、サービスの質とか、教育の質を考えたときに、従事する皆さんがキャリアアップしていくことが、質につながると思います。それから、前提として、安定的に雇用の不安定さから解消されるという中で、

きちんと育成されていくことが非常に重要だと思います。

また、人材の育成・確保を考える中で、「働く人たちを守る」という視点も非常に重要なのではないかなと思います。先ほど御意見にあったように、利用者ニーズの多様化もある中で、さまざまな要求が非常に強く突き付けられることも増えていると思います。教育ビジョンのほうにあります教職員の働く環境ですとか、あるいは教職員をクレームですとかトラブル対応から孤立化させないで守ることが、やはり良い人材を育成・確保していく上でも非常に重要だと思います。

今、まさに大津市の保育所の交通事故の件でも、園が責めを受けているようにみられる状況もあり、さまざまな面で働く人たちをどう守っていくかという視点が非常に重要ではないかなと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

大体よろしいですか。

それでは、全ての御意見や御質問には、なかなか対応は難しいかと思うのですが、事務局側でお答えいただける部分については、回答をお願いしたいと思います。順番も前後して下さって結構ですので、よろしくお願いいたします。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 たくさん御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、私のほうから計画の理念・方向性にかかわる御意見、御質問等につきまして、回答を申し上げたいと思います。

御意見をたくさんいただいておりますけれども、例えば外国籍のお子さん、保護者を支援していく視点ですとか、あるいは子供を持たない世帯に対して、子育て家庭の理解をどう深めていただくか。あるいは若者の居場所づくりの重要性、あとは多くの委員の方から御意見をいただいたのが、子育ての喜びを感じられるような普及啓発というところも御意見をいただきました。

また、待機児童に関して、現場の実感として一段落してきたというお話が複数出まして、今後無償化という影響も注視しなければならないのですけれども、その後、子育て支援策をどういうところに軸足を置いていくのかも重要な視点かなと思いました。

あとは、働き方改革に関しまして、父親が家庭、地域にどうかかわっていくかというような御意見、それから、区市町村の格差があることについても多くの御意見をいただきまして、都としての広域的な視点について、計画の中でどのように考えていくかなど、この後の部会の中で御議論いただくことになろうかと思います。

また、特に支援を必要とする障害児の教育体制などにつきまして、インクルーシブという視点からの御意見もいただいたところでございます。

また、人材の確保・育成も、多くの委員の方から御意見をいただきまして、経営者のマネジメントですとか、職員のキャリアアップ、働く人を守るという視点で、より一層力を入れていかなければいけないところなのではないかという御意見をいただいたと

理解をしております。

また、人口が今後減っていく自治体もあるところも見据えて計画を考えていくこともお話をいただいております。

あと、最後に御質問をいただいたところなのですが、資料7の幼児教育に関して、主に基本指針の改正を予定している項目で御質問をいただきました。今の時点で計画にこれをどのように盛り込むかはお答えができないのですけれども、改正が決定するのに合わせて、また、関係部署とも調整して、計画上にどのように盛り込んでいくかということは、この場でも御議論いただければと思います。

私のほうからは以上です。

- 佐瀬福祉保健局少子社会対策部事業推進担当課長 続きます、事業推進担当課長の佐瀬ですが、参考資料2-1、2-2について御意見を幾つかいただいております。参考資料の2-1につきまして、20歳前後の妊娠出産における普及啓発だけではなく、子育てについてもこういうものだという啓発をというような御意見をいただきました。ありがとうございます。内容について検討をしていく中で、御意見を受けとめまして、相談をしてまいりたいと思います。

参考2-2につきまして、対話型や顔が見える支援を深めてほしいという御意見もいただきました。参考2-2の事業については、こういったツールを提供して、より支援をしやすいとする目的がございますが、区市町村では母子保健サービス、保健センター等の保健師が妊娠届を受けたところから面談などをしまして、その方の困りごとを聞いて、困ったことがある方には、その方にあったサービスを御案内、提供していくことをそれぞれの区市町村で取り組んでおります。

東京都は全ての妊婦さんに面接をして、育児パッケージなどのプレゼントをするといった取り組みをする自治体に補助をする形で後押しをしております、それがまさに対話型や顔が見える支援につながるかと思いますが、そういった事業についても今後、より推進してまいりたいと考えます。

私からは以上でございます。

- 松原部会長 事務局のほうはこのくらいでよろしいですか。

- 竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 家庭支援課長の竹中と申します。学童子育て支援、それから児童相談所等を担当しております。よろしくお願いたします。

さまざまな御意見をありがとうございました。

まず一つ、小学生の次は子供・若者のための支援と居場所づくりというところで、今年度、地域のシニアの方などを活用した中高生の居場所づくりを始めるところでございます。実態を踏まえながら、今後どうして広げていくかは考えてまいりたいと思います。

また、子育てについての普及啓発につきましても、やはり保護者の方だけではなくて、その支援者、それから、社会全体さまざまな全ての人が子育てを理解する視点での普及啓発を今年度進めなければならないなと思っております。

また、学童保育でございますけれども、東京都のほうでは民設民営、公設民営の学童クラブという事業を平成22年度から実施をしているところでございますが、こうしたところも増やしていきたいと考えております。

また、在宅で子育てをされる専業主婦の方に対しても、昨年度から在宅子育てサポート事業で、1人当たり5万4000円分の家事支援サービスの利用の補助なども開始しております。そうしたことを在宅の子育て家庭にも支援していくこと、それから、なかなか外に出られない方もいらっしゃいますので、アウトリーチ型の食事支援なども今年度から開始をいたします。

また、障害児を持っていらっしゃる保護者の方や、育児に不安を抱えている方々も広場を利用できるような形で、ふらっと広場という事業も今年度始めたいと思っております。

こうしたことを通じまして、東京都としてはさまざまな事業がございますが、そうしたことは全ての区市町村のところで、より実行ができるように積極的にやっている区市町村の取り組みを横展開できるような対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○玉岡福祉保健局少子社会対策部育成支援課長 ありがとうございます。

先ほど市東委員のほうから母子家庭の関係で御質問がありましたので、育成支援課長の玉岡より触れさせていただきたいと思えます。

ひとり親家庭の施策につきまして、確かにそのようなお声があることも承知をしております。また、あるいは支援があっても、国や都区市がさまざまな形で行っていることから、それが支援を行っていることがわかりづらくて、知らないといったお声も頂戴しております。

また、母子家庭のお母様は、例えばDVなどで自尊感情が低下していて、社会的に孤立して、なかなか自ら相談することも難しいと、そういった問題のあることも認識しております。私どもは今般、計画策定に当たりまして、ひとり親家庭の相談状況等の調査につきましても実施をしているところでございます。先ほど資料3の御説明のところにもありましたが、これから東京都ひとり親家庭自立支援計画策定委員会を立ち上げまして、委員会での議論もこれから始まりますので、市東委員の御意見も参考にさせていただきながら、検討に生かしてまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

○松原部会長 それでは、事務局のほうからほかになれば、今日は議論のスタートでしたので、さまざまな御意見をいただきました。私のほうでうまくまとめられるほどの力もないのですが、一応幾つか感想を述べておきたいと思えます。

一つ、いろいろな御意見をいただく中で、従来この部会で考えてきた子供という概念、これを少し広げて考えなければいけないなと考えております。

そのことについては、一つは年齢的な問題があって、子供・若者育成支援法につながっていくところまで広がっていくのだということ、それから、切れ目のない支援という

ことで言えば、妊娠期から、あるいは妊娠前からの支援が必要なのだという御意見をいただきました。

それから、子供のこの計画には含めていたのですけれども、教育は教育、保育は保育という縦割りの発想ではなかなか対応できない。あるいはそういうことを改めていかなければいけない。障害を持ったお子さんなどはそうだと思うのです。そういう御意見も出ておりましたので、理念、あるいは視点のところで少し大きく考え直してみる必要があるのかもしれないなと思いました。

それから、実際の施策といいますか、目標に関してはたくさんの御意見をいただきました。特に子供の居場所ということでは、これも保育というような場面から学童保育、その年齢を超えた居場所等々、いろいろな御意見をいただきましたので、このことも検討していくことになるのではないかなと考えております。

それから、人材の確保が皆さんかなり共通しておっしゃっていたことで、これも事務局のほうからも答えていただきました。焦眉の課題であると思いますが、日本全体の構造として、定年まで1つの職場にいることの変化が起きてきていますので、キャリアパスという、次に何をしていくのか。あるいは他から経験を持ち込んで、我々の分野に参入してくださる方たちをどのように確保するかというような、少しダイナミクスを持った人材確保も考えなければいけないかなという感想を持ちました。

それから、啓発ということでもいろいろな御意見をいただきましたし、そういった中に整理できるかどうかわかりませんが、父親への働きかけが必要だということですか、大切だなと思ったのは、サービスを受ける客体ではなくて、主体として親たちが参加できるような、そういう施策も必要だという御意見をいただいております。

全てを網羅はできなかったと思いますが、最後に、これも複数の方々から、東京都で立てる計画であれば、広域的な視点を持って、ぜひ東京の子供、あるいは子育てをしている親全体が享受できるような施策を考えるべきではないかという御意見をいただきました。

それでは、この整理にかかわらず、これからいろいろ議論をしていって、この計画の新たな練り直しをしていくことになりましたが、そのことも含めて今後の計画、スケジュール等を事務局のほうから何かありましたらお願いします。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 資料8をお手元に御準備ください。検討スケジュールの一表になっております。次回ですけれども、部会の②のところになりますが、6月27日に第15回の部会を開催させていただく予定です。正式な開催通知は後日お送りさせていただきます。

議題につきましては、取組事項の検討に入っております。具体的には妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援として、母子保健事業等の取り組み、そして、子供の成長段階に応じた支援として、地域の子供・子育て支援についてでございます。

また、本日いただいた御意見につきまして「理念・目標・視点」のところに、どのよ

うに反映させていくかということも、この分野ごとに御議論いただくことになるかと思  
いますので、お願いいたします。

委員の皆様から提出資料がある場合には、事前に事務局までいただけたらと存じます  
ので、資料提出の期日等につきまして、後日改めて事務局から御連絡をさせていただきます。

なお、事務連絡ですが、本日の配付資料についてはお持ち帰りいただいて構いません  
が、机の上に置いたままにしていいただければ、後日郵送させていただきます。常用資料の  
パイプファイル及び子供・子育て支援総合計画の冊子などにつきましては、このまま机  
上に置いたままにさせていただきますように、お願いいたします。

事務局からは以上です。

○松原部会長 長時間にわたり熱心な御議論をありがとうございました。今日はこれで閉  
じたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後 3 時 4 8 分

閉 会